

生産行程管理業務規程

令和元年 10 月 31 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒981－1292）^{ミヤギケンナトリシマスダアザヤナギダ}宮城県名取市増田字柳田 80

名称（フリガナ）：^{センダイ}仙台 ^{シンコウキョウギカイ}せり 振興協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職 会長 大友 仁一

ウェブサイトのアドレス：—

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（せり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{センダイ}仙台 せり、Sendai Dropwort、Sendai Seri

4 明細書の変更

仙台せり振興協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、構成員に対し「仙台せり」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産者の手順

① 生産者は「仙台せり」の生産地、品種及び栽培の方法を「仙台せり栽培履歴記録簿」に記録し、毎年 5 月末までに協議会に提出する。

② 生産者は、協議会が定めた「出荷規格」に基づき「仙台せり」の選別及び調製等を行い、出荷する。

また、出荷組合を介さずに出荷する場合は、「仙台せり表示・品質検査日誌」を作成し、「仙台せり出荷実績報告書（個販用）」と併せて毎年 5 月末までに協議会に提出する。

イ 出荷組合の手順

各出荷組合は、生産者が集荷場に出荷した「仙台せり」の出荷規格を確認し、「仙台せり表示・品質検査日誌」、「仙台せり出荷実績報告書（共販用）」に記録、保管し、毎年５月末までに協議会に提出する。

ウ 協議会の手順

協議会は、生産者及び出荷組合から提出された「仙台せり栽培履歴記録簿」、「仙台せり表示・品質検査日誌」、「仙台せり出荷実績報告書（共販用）」、「仙台せり出荷実績報告書（個販用）」を確認し、「仙台せり振興協議会検査記録」に記録し、これらの書類を保管する。

（２）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（１）の手順について、年１回以上その妥当性を検証する。

６ 明細書適合性の指導

（１）協議会は、上記５の（１）において、明細書に記載された生産地、生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合は、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者が出荷する「せり」について、是正されるまで地理的表示である「仙台せり」及びGIマークの使用を禁止できるものとする。

７ 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は上記５（１）の周知の際に、「仙台せり」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「せり」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （２）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「仙台せり」と併せて使用すること。
- （３）GIマークは、法律施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

８ 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、協議会は当該生産者が出荷する「せり」について、是正されるまで地理的表示である「仙台せり」及びGIマークの使用を禁止できるものとする。

９ 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記６及び８に関して、「仙台せり」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「仙台せり」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料。
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適正に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

